

# 山形県飯豊町における茅利用の変遷

## Transition of thatch utilization in Iide Town, Yamagata Prefecture

久保田 健介  
KUBOTA Kensuke

### 1. 序論

#### (1) 研究背景と目的

令和 2 (2020) 年 12 月、国連教育文化機関 (ユネスコ) により、「茅葺」、「茅採取」を含む計 17 件の選定保存技術が「伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術」として無形文化遺産に登録された。茅は屋根材以外にも家畜小屋の敷き草、飼料、簾の材料としても利用できる。また屋根材として利用された後には肥料として再利用が可能だった。このような生活資源としての汎用性から、特に「茅採取」は古来地域住民により担われてきた。

現在も残る茅葺建物の多くは一般の民家であり、文化財未指定の場合には、維持は住民の自主性に委ねられている。「茅葺」・「茅採取」が無形文化遺産に登録された現在、保護制度の無い状態で、技術の維持を担ってきた地域に着目する必要がある。

山形県西置賜郡飯豊町には、現在も茅葺民家が残るが、制度としての保護はなく、その維持は住民の自主性に委ねられている。昭和 53 (1978) 年頃には全 2443 戸のうち 23% (約 561 戸)<sup>1</sup> が茅葺民家だったことが確認されている。しかし、平成 14 (2002) 年に飯豊町観光協会、田中氏による調査で確認された町に残る茅葺建物は 80 軒 (民家 69 軒、蔵・作業小屋 11 軒)<sup>2</sup> にまで減少しており、さらにその後の残存状況は不明である。

また、茅場に関しては、過去・現在ともに状況が不明である。さらに町では屋根材に用いる前に、茅を冬季の防風・防雪柵「かざらい」として用いる習慣があるが、茅場と同様詳しい状況は不明である。

本研究では、飯豊町における茅の利用の歴史の変遷、茅葺建物の近年の変化を明らかにし、今後、町の茅利用の継続のための基礎的知見を得ることを目的とした。

#### (2) 研究方法

(i) 現地調査、(ii) ヒアリング調査、(iii) 文献調査を行った。

(i) では飯豊町観光協会、田中氏による「萱葺き家屋調査事業報告書」より、当時残存していた 80 軒の茅葺建物の外観撮影による現状把握を行った。また、町に居住、もしくは仕事を請け負っている茅葺

職人の茅刈り、屋根葺き現場へ同行した。

(ii) では過去、または現在の茅葺民家の居住者を対象に、茅場の位置や面積、管理状況、かざらいの設置状況等について聞き取りを行った。

(iii) では飯豊町史等の飯豊町関連資料や、明治における一部地域の字図から過去の山林利用の状況や茅場の位置・面積について整理した。

#### (2) 対象地域

福島・新潟・山形の県境に接する。また町域の約 8 割を山林が占める農山村である。



図 1 飯豊町の位置<sup>3</sup>

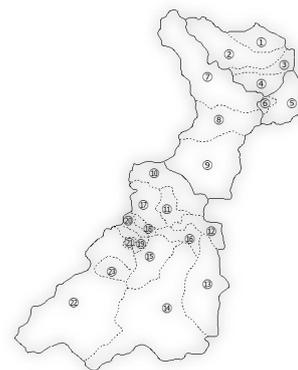


図 2 飯豊町の区割り

### 2. 飯豊町における茅場の変遷～山林利用の状況～

#### (1) 近世

延宝 6 (1678) 年に、現長井市域の時庭村の住民が現飯豊町域萩生村の山で無断の茅刈りを行ったことを発端に争論が起きている<sup>4</sup>。

争論の中で時庭側は、茅、「葺」、「すくろ」に関しては萩生の許可無く採取可能と取り決めがあることを訴え、これに対して萩生側は「溜茅」の採取は認めないと訴えている。

住民へのヒアリングから町では茅 (ススキ) が足りない場合には「葺 (ヨシ)」も利用したという話が聞かれ、時庭の訴えにあるものも屋根材としての利用を想定したものと考えられた。また「すくろ」については、現在「すぐろ・すごろ」と言われている越冬させてから採取する良質な茅のことを指していると考えられた。また、萩生の訴えにある「溜茅」については必要量を越えて貯蓄しておく茅を指していると推測された。

#### (2) 近代

伊藤嘉六文書「明治貳拾四年 極楽寺澤全図面」<sup>5</sup> (明治24 (1891)年)は伊藤嘉六とその一族が所有していた飯豊町椿地区の極楽寺山とそこから流れる極楽寺沢周辺の土地ごとの所有者と面積・用途を記した字図である。これから伊藤家5名が10ヶ所、総面積1町6反1畝28歩(約1.6ha)の茅場を所有していたことが確認された。また「置賜県第五大区地価収穫記」<sup>6</sup> (明治8 (1875)年)には椿地区の茅場の総面積が2町4反8畝24歩(約2.5ha)と記録されていた。比較すると伊藤家が椿地区の茅場の約6割を所有していたことになる。しかし、明治11 (1878)年の椿地区の全戸数は135戸<sup>7</sup>であり、戸数に対する茅場の面積が非常に少ない。現在、かざらいを製作している家の、それぞれの全長・使用茅量・茅場面積から、1軒に対して最低でも約0.2haの茅場が必要だと推測された。椿地区135戸全て茅葺屋根だったと想定すると実際には、27ha程度は茅場必要だったと考えられ、記録にない茅場が多数存在したことが推測された

### 3. 茅葺建物の変化 (2002年と2021年の比較)

平成14 (2002)年に飯豊町観光協会、田中氏により調査・作成された「萱葺家屋調査事業報告書」(以下、報告書)から、当時残存の確認された80軒のうち、場所の特定できた75軒の茅葺建物の現状把握を行った。

報告書では茅葺建物をトタン被覆部分の多寡によって(1)「完全茅葺(トタン部分が非常に少ない)」、(2)「全部茅葺(トタン部分が少ない)」、(3)「一部茅葺(トタン部分が多い)」に分類していた。今回の調査では新たに(1)「茅葺(茅葺屋根が露出した状態で残存)」、(2)「トタン被覆(完全にトタンで被覆)」、(3)「撤去(新築も含む)」に分類した。調査結果は(表1)の通りである。

表1 茅葺建物の変化の概要

2021 2002	茅葺	トタン 被覆	撤去	場所不 明	合計 (軒)
完全茅葺	3	1	2	0	6
全部茅葺	8	11	18	1	38
一部茅葺	5	10	18	4	36
合計(軒)	16	22	37	5	80

また、現時点で残る16軒の茅葺建物のうち3軒は空き家だった。実質町に残っている茅葺建物は13軒のみである。

Abstract: In Iide Town, Yamagata Prefecture, thatched buildings still remain, and there is a custom of using thatch as a windbreak and snowbreak fence “Kazarai” in winter. However, there are only 13 thatched buildings that are still being maintained. Kazarai also has the function of drying and improving the quality of thatch, but there are only 3 houses that currently make Kazarai. Furthermore, currently in the town, thatch is collected from cultivated and unmanaged native land. Therefore, there may be a problem with the durability of thatch as roofing material. In order to continue using thatch in this town, it is necessary to increase the number of residents who are involved with thatch, but to do so, it will be necessary to create a new relationship between thatch and residents that goes beyond use as a living resource.

## 4. 茅利用の現状

### (1) 茅場

現在、耕作地・耕作放棄地が茅場として転用されている事例が確認された。また、線路脇や道路沿いの土手など住民が各々で茅の自生場所を探索しているという状況が確認された。一方で、過去に山が茅場として利用されていたときも、山を所有していない住民は耕作地の一部を利用する機会があったとの話が聞かれた。耕作地のような肥沃な土地に生える茅は太く柔らかいため、屋根材としての耐久性に難があるとされており<sup>8</sup>、過去に各家で利用できた茅には質にある程度の差があったことが推測された。また、現状茅採取の方法自体は大きく変化していないことが推測された。

### (2) かざらい

現在かざらいを製作していることが確認されたのは3軒のみだった。また、かざらいは防風・防雪と茅の乾燥を兼ねており、それらを両立させるために製作方法(茅の個定順・穂先の向き)には工夫がされている。その機能から過去には、各家の茅の質の差を、ある程度埋める役割があったことが考えられた。

## 5. まとめと考察

現状、飯豊町では茅場確保の方法は自体は維持されている。しかし、茅場の選択枝は耕作地や耕作放棄地が主になり、かざらいがほぼ喪失しているため、屋根の耐久性に問題が生じている可能性が考えられる。町の茅利用を継続するためには、茅の採取量は勿論だが、その質の向上も考慮し、新たな茅場探索等を行う必要がある。しかし現状町で茅を必要としているのは、茅葺民家の居住者にほぼ限られている。

現在まで維持されてきた、生活資源のみの利用では茅利用の継続は困難になっている。かざらい製作のワークショップを開催するなどして、茅と住民との新たな関係性を創出していくことが必要である。

参考

- 1) 広報いいでNo.285 (昭和56 (1981)年9月30日発行)
- 2) 田中久美子. 飯豊町観光協会 (2002) 「萱葺家屋調査事業報告書」
- 3) Mapion 都道府県地図
- 4) 飯豊町史上巻
- 5) 飯豊町教育委員会提供
- 6) 飯豊町史編纂委員会 (1965). 飯豊町史下巻より「置賜県第五大区地価収穫記」
- 7) 山形県史 資料編19 近現代史料1付録山形県一覽全図 (明治11 (1878)年9月刻成・佐藤周蔵製)
- 8) 安藤邦廣 (2017). 新版 茅葺の民俗学—生活技術としての民家—. はる書房. p.40